

平成26年1月24日開催

新庄市農業委員会第32回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成26年1月）議事録

1. 開催日時 平成26年1月24日（金）午後3時00分

2. 開催場所 新庄市議会議場

3. 出席委員（17名）

1番 星川 豊

3番 樋口 彦弥

7番 笹 行也

10番 斉藤 純一

12番 海藤 芳正

15番 安食 孝一

17番 柏倉 嘉門

19番 渡邊 耕太郎

21番 畠腹 銀蔵

2番 高橋 眞

4番 小嶋 忠昭

8番 伊藤 忠男

11番 吉野 昭男

13番 佐藤 喜代志

16番 今田 栄二

18番 齋藤 順一

20番 三原 常男

4. 欠席した委員（4名）

5 番 清水 清秋

9 番 高橋 和彦

6 番 星川 勇吉

14 番 井上 茂雄

5. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名

日程第 2 議案第 124 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 3 議案第 125 号 農地法第 4 条第 5 項の規定による協議について

日程第 4 議案第 126 号 農地法第 5 条許可に係る事業計画の変更申請について

日程第 5 議案第 127 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

日程第 6 議案第 128 号 農用地利用集積計画について

日程第 7 議案第 129 号 農業委員会等に関する法律施行令第 3 条の規定による
選挙人名簿登載申請書について

日程第 8 報告第 83 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

日程第 9 報告第 84 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について

日程第 10 報告第 85 号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

6. 出席した事務局職員

局 長 浅沼 玲子

農地主査 後藤 繁俊

主 査 鏡 彰広

主 事 鈴木 啓太

7. 総会議長

星川 豊

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成 25 年度新庄市農業委員会第 32 回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は 17 名でございます。選挙による委員の出席は 14 名、欠席通告者は、新庄地区の高橋和彦委員、萩野地区の井上茂雄委員、星川勇吉委員、八向地区の清水清秋委員の 4 名でございます。従いまして、在任する委員の出席数が選挙による過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第 6 条第 1 項の規定により、本第 32 回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に8番の伊藤忠男委員と19番の渡邊耕太郎委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の後藤繁俊君と鏡彰広君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第124号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第124号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、新庄地区1番から萩野地区5番までの10件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○18番

1月21日に調査確認したところ、親子関係で再設定でありますので、問題ないようですのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、同じく新庄地区2番について調査報告をお願いいたします。

○18番

これも1月21日に調査した結果、親子関係で再設定で問題ないようですのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。同じく、新庄地区3番について調査報告をお願いいたします。

○7番

新庄地区3番について、1月21日に調査をいたしました。同一世帯で高齢の母親から息子への経営移譲ということで、間違いないと思われますのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。それでは、同じく新庄地区4番について調査報告をお願いいたします。

○19番

新庄地区4番について、報告させていただきます。1月20日に調査確認したところ、△△さんの宅地の隣接の土地であり、何ら問題ないかと思われますのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区に入ります。稲舟地区1番について調査報告をお願いいたします。

○11番

稲舟地区1番につきまして、1月21日に調査した結果、同一世帯で経営移譲年金受給のための再設定で、問題ありませんのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区1番について調査報告をお願いいたします。

○3番

萩野地区1番は、1月20日に調査確認したところ、同一世帯で使用貸借権の再設定で問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の2番について調査報告をお願いいたします。

○3番

これも、1月20日に調査確認したところ、同一世帯で再設定で問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。同じく、萩野地区の3番について調査報告をお願いいたします。

○21番

萩野地区3番の調査報告をいたします。1月21日に△△さんに確認したところ、△△さんが脱サラをして新規就農ということで、親父さんから田を贈与するということであり、問題ありませんのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、同じく萩野地区の4番について調査報告をお願いいたします。

○21番

萩野地区4番の調査報告をいたします。1月22日に確認したところ、△△△△さんから息子さんが田んぼを借りるということで、同一世帯であり問題ありませんでしたのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。同じく、萩野地区の5番について調査報告をお願いいたします。

○21番

萩野地区5番の調査報告をいたします。1月21日に調査確認したところ、△△さんは同一世帯、経営移譲年金受給のための再設定ということで、問題ありませんでしたのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第124号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第124号農地法第3条の規定による許可

申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、議案第125号農地法第4条第5項の規定による協議についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第125号農地法第4条第5項の規定による協議について、山形県最上総合支庁長から県立農業大学校の学生寮建設のため、転用手続きに替わる農地法第4条第5項の規定による法定協議がありましたので、議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

協議の回答といたしましては、適当との意見であろうとご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○2番

議案第125号農地法第4条第5項の規定による協議について、1月21日に調査した結果、学生寮の建設、公共事業でありますので、適当ということに調査班としては報告いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

＜なしというものあり＞

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第125号農地法第4条第5項の規定による協議については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第125号農地法第4条第5項の規定による協議については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第126号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について

を上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第126号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、新庄地区でございましたので、議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○18番

1月21日に調査確認したところ、事務局の説明のとおり問題ないようですのでよろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第126号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第126号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第5、議案第127号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第127号農地法第18条第6項の規定による通知について、八向地区1件につきまして議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、八向地区の1番について調査報告をお願いします。

○10番

八向地区1番につきまして、1月21日に現地調査した結果をご報告申し上げます。受け手である△△さんが離農するということでの合意解約であります。なお、この土地につきましては、出し手の△△さんが自作地として耕作を予定しているということですので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第127号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第127号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第6、議案第128号農用地利用集積計画についてを議題に供します。

○議長

ここで、高橋眞委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第24条の規定により、退席をお願いします。暫時休憩をします。

<「高橋眞委員」退場>

○議長

休憩を解いて再開いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第128号農用地利用集積計画について、新庄地区1番から八向地区2番までの10件について議案書に基づいて朗読説明いたします。

(議案書を朗読し、個別の農用地利用集積計画の要請内容を説明)

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいま事務局より説明のあった、賃借権設定5件、所有権移転5件について、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第128号農用地利用集積計画について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第128号農用地利用集積計画については原案のとおり可決決定されました。

○議長

ここで、退場委員の入場を認めます。暫時休憩をします。

<「高橋眞委員」着席>

○議長

休憩を解いて再開します。

それでは、次に、日程第7議案第129号農業委員会等に関する法律施行令第3条の規定による選挙人名簿登載申請書についてを、上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第129号農業委員会等に関する法律施行令第3条の規定による選挙人名簿登載申請書についてご説明いたします。平成26年1月1日現在で、農業委員会選挙人名簿登載申請書の提出がありました総数は、1,430世帯、男1,919名、女1,458名、合計3,377名であります。この総会におきましてご承認いただければ、農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定により、意見を附して新庄市選挙管理委員会に送付したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの説明を受けて、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第129号農業委員会等に関する法律施行令第3条の規定による選挙人名簿登載申請書について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第129号農業委員会等に関する法律施行令第3条の規定による選挙人名簿登載申請書については、原案のとおり可決決定されました。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第8、報告第83号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第83号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から萩野地区1番までの8件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、8件、ご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第83号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第83号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第9、報告第84号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第84号地目変更登記に係る法務局からの照会について、新庄地区でございましたので、議案書に基づき朗読しご報告申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、ご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第84号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第84号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第10、報告第85号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第85号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、萩野地区1件につきまして、議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、ご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第85号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第85号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案のとおり可決承認されました。

○議長

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項について可決決定並びに承認されました。
これをもちまして、新庄市農業委員会第32回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成26年1月24日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 伊 藤 忠 男

議事録署名委員 渡 邊 耕太郎